

助成

ひとり親家庭等医療費等助成
年度更新の資格申請が必要です

☎ 福祉保健課 子育て支援係 ☎ 77・3914

現在、ひとり親家庭等医療費等助成の受給資格者となっている方の認定期限は10月31日までとなっております。11月以降の受給資格を得るには、年度更新の申請が必要です。

■ひとり親家庭等医療費等助成

18歳になる年度の3月31日までの間にある児童（障害がある場合は20歳未満）と児童を監護、養育するひとり親世帯の父母、または養育者の医療費の一部を助成する制度です。

■ひとり親家庭等医療費等助成の年度更新申請について

受給資格者の認定期限は申請日から翌年10月31日までです。11月1日以降の資格を得るには毎年8月1～31日の間に受給資格の更新申請が必要です。

また、受給資格の該当者でありながら、現在は所得制限などにより認定されなかった方も、令和2年の所得により受給対象者と認定されることがありますので、改めて申請してください。※申請後に審査を行い、受給資格が認定された方には10月下旬にひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付します。

■提出書類

対象の方には、7月下旬に案内を送付しました。（児童扶養手当の現況届と同封）

各家庭の状況により添付書類が異なりますので、案内をご確認ください。

■注意事項

・未申告の方は所得の審査ができませんので、申告をお願いします。

・子ども医療費助成制度の対象となる中学3年生までの児童には、受給券は交付されません。

■受付期間

8月2日(月)～31日(火)

■提出先

福祉保健課子育て支援係



医療

子ども医療費助成制度の拡充
学生等の医療費助成が始まりました

☎ 福祉保健課 子育て支援係 ☎ 77・3914

町では中学生までを対象とした子ども医療費助成を行っておりますが、子育て支援体制をさらに充実させるため、8月1日より対象を16～20歳までに拡大しました。

■対象者

16歳になる年度の4月1日から20歳になる年度の3月31日までの間にある方

※18歳になる年度の4月1日から20歳になる年度の3月31日までの間にある方は、大学や専門学校などに在学している方に限ります。

■助成対象

医療機関の受診日に芝山町に住民登録のある保護者等で、対象者を監護・養育している方

■自己負担額および助成区分

【通院】 1回につき300円
【入院】 1日につき300円

【調剤】 無料

・医療機関に支払った保険診療の一部負担金（3割負担）部分（健康保険組合などからの高額療養費の給付や付加給付金がある場合は、それらを差し引いた額）が対象です。
・他の医療費助成制度を受ける

ことができるとした場合それらの助成制度が優先されます。

・学校管理下でのけがや病気にかかる医療費は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度で救済される場合がありますので、この医療費助成の申請前に各学校に確認してください。

・交通事故など第三者行為によるけがや病気は対象外です。

■助成方法（償還払い方式）

・受給券の交付はありません。
・申請書に医療機関に支払った領収書などを添付して、支払日の翌日から2年以内に申請してください。

■必要書類

・領収書（原本）
・在学を証明する書類の写し（18歳になる年度の4月1日から20歳になる年度の3月31日までの間にある方に限りません）



児童扶養手当

現況届・所得状況届を忘れずに

☎ 福祉保健課 子育て支援係 ☎ 77-3914

現在、児童扶養手当の認定を受けている方は8月31日までに現況届または所得状況届を必ず提出してください。

■児童扶養手当とは

児童扶養手当は、18歳になる年度の3月31日までの間にいる児童（障害がある場合は20歳未満）を監護、養育するひとり親世帯の父母、または養育者に対して支給される手当です。

■児童扶養手当現況届・所得状況届とは

児童扶養手当受給者の所得状況や世帯員の状況などを確認するための届け出で、所得超過のために手当が支給停止になった

いる人も提出が必要です。現況届が出されないと、11月分以降の手当が受けられません。

また、2年以上現況届の提出

がない場合、時効により支払いを受ける権利がなくなりますので、ご注意ください。

※令和3年7～9月の間に新規で認定請求をした方は、現況届に代えて所得状況届の提出が必要になります。

■提出書類

対象の方には、7月下旬に提

出書類を送付しました。各家庭の状況により添付書類が異なりますので、現況届の案内をご確認ください。

■注意事項

- ・受給者および同居している親族（扶養義務者）の令和2年分の所得税確定申告や市町村民税申告がお済みでない方は所得の審査ができませんので、申告をお願いします。
- ・住所や氏名、口座の変更があった場合は別途届け出が必要です。
- ・受給者が所得の高い扶養義務者と同居または別居したとき、公的年金給付などを受けられるときは、手当の一部または全部の支給が停止となることがあります。

で、速やかに届け出をお願いいたします。届け出が遅れた場合、手当を返還していただくことがあります。

・受給者が婚姻した（事実婚を含む）、児童を養育しなくなったなど、受給資格がなくなっているにも関わらず届出をしなかった場合、手当の不正受給となり、手当を返還していただきます。

■受付期間

8月2日（月）～31日（火）

■提出窓口

福祉保健課子育て支援係



特別児童扶養手当

☎ 福祉保健課 福祉係
☎ 77-3914

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を扶養している父母等に、特別児童扶養手当が支給されます。

■支給額（令和3年4月以降）

障がいの程度に応じて、次のとおり支給額が決定します。

【1級】 52,500円／月

【2級】 34,970円／月

※認定請求の翌月分から支給され、原則として毎年4月（12～3月分）・8月（4～7月分）・11月（8～11月分）の年3回、手当が指定金融機関口座へ振り込まれます。

■その他

- ・支給の対象となる障がいの程度は、おおむね中度（身体障害：3級、知的障害：Bの1、精神障害：身体障害・知的障害と同程度の障害と認められるもの）ですが、参考としてご確認ください。

※実際には、ケースにより異なりますので、詳しくは福祉保健課福祉係までお問い合わせください。

- ・所得制限がありますので、規定の限度額を超える場合は支給されません。

・すでに手当を受給されている方は、所得状況届の提出が必要です。8月上旬に提出書類のご案内を送付いたしますので、内容をご確認いただき9月10日（金）までに必ず提出してください。